

国際的な審査協力や世界特許が唱えられる一方で、大学を組み入れた知財創造サイクルの必要性が叫ばれています。今回は、

テーマ1「特許出願の減少は“厳選の兆し”なのか？」

テーマ2「知財創造サイクルの“モデル”は再考すべきか？」

の二つに絞って、日頃から思うところ・感じるところを書きます。

そのキーワードを申し上げますと、

テーマ1は、製造業の強さ(高品質・高歩留まり)と改良特許の件数との相関関係、

テーマ2は、知的財産創造サイクル(特許法第1条)を自己完結的に回すために、

大学法人に欠けているもの(産業界が支援すべきもの)、

です。

\*\*\*\*\*

テーマ1

特許出願の減少は  
“厳選の兆し”なのか？

特許庁年次報告2007が公表され、その第1章では「厳選の兆しが見える特許出願」というタイトルで、以下のように報じている。

「(わが国の)2006年の特許出願件数は408,674件であり前年比4.3%減となっている。これは、技術流出の防止を意図して発明をノウハウとして秘匿する考え方や、世界的視野での出願戦略により国内出願を厳選し、海外への出願を重視する考え方が、我が国の出願人に浸透しつつあることも背景にあるものと考えられる」

そこで、同報告で公表された数字を元に、日・米・欧・中国の特許出願件数と、PCT出願件数と、日本の審査請求件数を一つのグラフに描いてみた(図表1)。

<4つの特徴>

この図表1から、いくつかの特徴が読み取れる。

第1は、米(US)・欧(EP)・中(CN)およびPCTの出願件数が毎年増加していること、第2は、40万件前後で高止まりを続けていた

日本の出願件数(JPA)が減少に転じていること、第3は、日・米の特許出願件数が2006年に逆転していること、第4は、日本の審査請求件数(JPE)が“コブ”ができたように増加していること、である。

審査請求のコブは、審査請求期間を3年に短縮した特許法改正の影響であると考えられる。各国の特許審査負担は年毎に重くなっており、各国の審査協力(すでに特許審査ハイウェイが試行されている。)や世界特許の必要性が唱えられる背景になっている。

<日米の特許出願件数が逆転>

前述の通り、米国の特許出願が毎年増加して日本の特許出願が減少した結果、日・米の特許出願件数が2006年に逆転している。「これで日本も、大量に改良特許を出す状態から、基本特許を厳選して出願するようになってきたか」と考える向きもあろうが、それほど単純ではないように思う。

日・米の製造業および工業製品を比較すると、最大の差異は、その品質にあると思う。製品の細部にまで工夫や改良が行き渡り、なかなか壊れない(したがって寿命が長い)のが日本製品の特徴であ

り、世界中の誰もが認めている。このような高品質は、いわゆる基本発明によって生み出されるものではなく、日々の改善・改良・工夫といった改良発明の積み重ねから創り上げられるものであり、そこに日本の製造業の強味がある。

そうであるなら、この「日米逆転」を、単に“発明をノウハウとして秘匿したり、世界戦略により国内出願を厳選した結果である”と説明して済ませるには問題があるように感じる。

#### <改良と工夫こそが製造業の強み>

70年代後半から80年代、90年代にかけて、日本製品の品質が世界中で評価されていた時代には、日本は大量の改良特許出願で米国を圧倒していた。優れた品質と、高い製造歩留まりを求め続ける製造業の、開発・設計・生産現場での旺盛な改良と工夫が背景にあった。

米国では、そのような改良と工夫は不十分だったらしく、概して米国製品の品質に対する評判は良くない。しかし、米国製品に品質上の問題があっても、それは「米国人が大雑把だから」という国民性でもって好意的に説明されてきた。反対に、日本製品の品質の良さについては、「日本人はチマチマした細工が得意だから」というような自虐的とも言える説明がされることもあった。

#### <国の科学技術政策の問題>

日本人は「改良発明は得意だが基本発明は得意でない」とよく言

われるが、国の科学技術政策の問題と製造業の強さの問題を分けて考えないと、本質を見誤ると思う。日本は「ノーベル賞級の発明が少ない」と言われるが、本来、そのような発明が生まれるのは製造業の開発・設計現場ではない。

大学や国立研究機関のような特定の事業に拘泥しない広い視野に立った研究現場や、軍事研究・宇宙開発のような国家プロジェクトに基づく研究現場が、ノーベル賞級の基本発明が生まれる主たる現場であって、これらは国家予算の使い道に関する国の科学技術政策の問題である。

製造業から生まれてくる発明は当然、優れた品質と、高い製造歩留まりを実現するための改良発明が中心となるのであり、製造業からノーベル賞級の基本発明が生まれるのは、一種のバイプロダクト（副生成物）である。製造業に向かって「改良発明はソコソコにして、これからは基本発明をめざそう！」などと求めるとしたら、そ

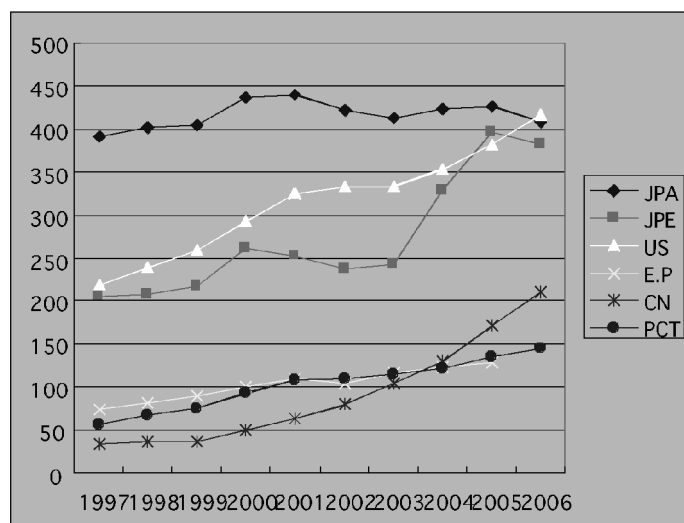
れは見当違いであろう。

#### <日本の製造業の強さの源泉>

改良特許が多いというのは、製造業が強たくたくましいことの証明であり、それが日本の強さの源泉である。そのように考えると、日本の特許出願の減少、日・米の出願件数の逆転は「日本の優位性が失われようとしている」ひとつのシグナルと言えなくもない。

巷では、日本の特許出願が減少した理由として、特許庁の施策（指導？）があるように囁かれている。いわく「審査負担が増加する中で早期の審査を実現するために、任期付審査官を採用したり審査請求の取下げを奨励する一方で、先使用権の活用などを説いて出願自体を減らそうとしている。」という指摘である。

これが本当の話であるとしたら、日本の経済産業政策の方向性として“いかがなものか”と思わずにはいられない。



【図表1】主要国での特許出願などの状況

テーマ2

知財創造サイクル  
“モデル”は  
再考すべきか？

図表2は、大学における知財活動のモデルとして、たびたび登場する知的財産創造サイクルのイメージである。大学で知財（発明など）を創造し、これを産業界（大学発ベンチャーを含む。）にライセンスして知財活動の成果を発明製品として社会還元し、その事業による利潤の一部をライセンス料として大学に還流させることで次の知財創造活動の原資とする、という理想モデルである。

私の知る限りでは、このサイクルが好適に回転している大学は、未だ存在しない。特定の大学では、産業界から潤沢な委託研究費や共同研究費を集めることで知財創造活動の原資を確保しているかもしれないが、それは、その大学の著名性やブランド価値に起因した特殊事情であり、ここでいう知財創造サイクルとは区別されるべき、と考える。

< “モデル”に懐疑的な理由 >

私は、この大学における知財活動のモデルが“産学連携の理想”として語られるならば、これには懐疑的である。その理由のひとつは、大学自身が自己努力で知財創造サイクルを回そうとするのは、特許法の趣旨と矛盾するところがあるからである。

特許法の立法趣旨は、発明製品

を生産して販売しようとする企業が、失敗のリスクを負って新規事業に投資するにあたり、一定の期間はその発明の独占的实施を認めることで、投資のリスクに見合うリターンを企業に保障することにある。

企業は、自ら発明し、自ら発明を実施し、その成果を社会還元して利潤の一部を自らの次の研究・開発に投資できる、という意味で、自己完結的に知財創造サイクルの主体者となり得る。つまり、特許法第1条の趣旨に叶う法人であるが、大学は発明の実施という知財創造サイクルの中の重要な機能を持たない法人である。

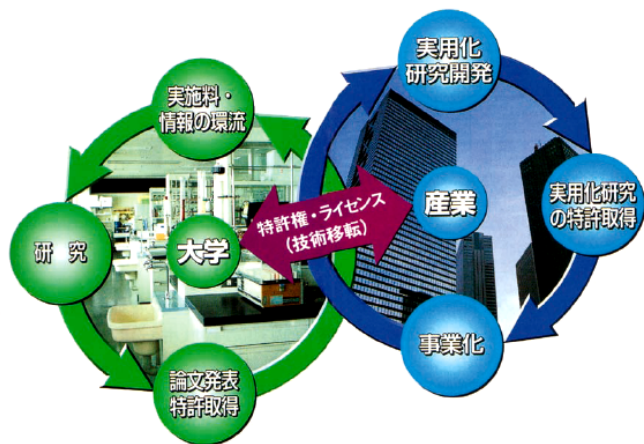
< 国立大学法人化で変わったこと >

大学は、発明の実施主体ではないのであるから、特許法の立法趣旨から外れた存在であったが、2004年に国立大学が法人化されたことを契機にして、知財創造サイク

ルの中で大学法人自身が次の知財創造活動の原資を稼がなければならぬような状況に置かれた。

そこから、様々な問題が生まれている。例えば、発明の実施主体ではないにもかかわらず、知財創造サイクルを回すための原資を稼ぐことを求められてきた。その結果、目先の成果を追うあまり、例えば不実施補償なる不可解な仕組みに頼ることになりかねない。

ところが、これを大学が追い求めると企業を尻込みさせ、産学連携に対する産業界の意欲を減退させていく。そもそも、ライセンス（実施許諾）の概念は、特許権の権利行使の一態様であり、これを権利者が主張し過ぎると、実施者の事業意欲が殺がれて連携とか協力・協働から遠のいてしまう、というのは容易に予想できることである。



【図表2】産学連携による知的財産創造サイクル

### ＜二つのタイプの研究＞

知財創造立国を実現するためには、「知の拠点」としての大学において産学連携が盛んになることが必要である。大学はもっと産業界や地域社会とつながりを持ち、これらが必要とする実用的研究をすることが必要だが、それだけでは片手落ちである。

大学では、企業との共同研究や受託研究だけでなく、一歩先を見た研究、つまり「民間では扱いにくい長期に価値を生じる」（科学技術会議「知的財産戦略について」、平成19年5月18日）ような基礎研究が必要である。

しかし、先立つ難問は、その基礎研究の原資である。大学は発明の実施主体ではないから、自らの事業によって研究開発費を捻出することはできず、ましてや基礎研究の原資を作ることなど到底できない。けだし、大学は知財創造サイクルを“自己完結させることができない”という意味で、特許法第1条の趣旨から外れた法人だからである。

### ＜基礎的研究の原資＞

この原資は、結局は大学の外部から調達するしかない。まずは、目先の利益を超えた企業の社会貢献のひとつとして、産業界が大所高所の見地に立って支援するしかないだろう。

このような支援は、ブランド価値のある著名大学に集中しがちであるが、これからは地方の時代である。地域社会における産学連携

が重要であると考えて、ぜひとも特色ある地方の大学に支援の手が向くことを期待したい。

もちろん、国家政策として国が支出することも必要不可欠である。国民や企業から集めた税金を大学に再配分し、「知の拠点」としての大学の機能を発揮せしめていくのが国の役目である。

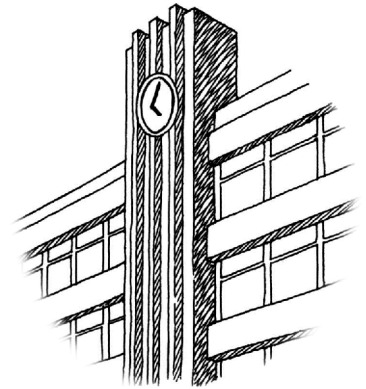
### ＜産学連携から産学融合へ＞

大学は発明の実施主体ではないから、企業のように自己完結的に知財創造サイクルを回すことはできない。しかし、一定の地域社会において、地場の大学と産業界が連携を進めて産学連携から産学「融合」へと進化していけるならば、その融合体としては、十分に自己完結的に知財創造サイクルを回すことが可能になる。

そのためには、一方では、地場の産業界が大所高所の見地に立って、地元の大学における基礎的研究の部分を経済的に支援する。これは、事業上の見返りやリターンを求めない支援であり、長期の研究や用途を特定しないテーマの基礎研究にあてられる。

他方では、事業上の用途を特定するような短期のテーマについては、大学側は不実施補償などという不可解な障壁は自ら進んで取り払い、共同研究や受託研究を活性化させる意欲と姿勢を示す。

理想論かもしれないが、このような「二方面」での産学連携を推し進めて、その下で、研究の成果を地場の企業で実施できるように



するならば、その地域社会において産学連携から一歩進んだ産学融合体として、図表2がイメージしている知財創造サイクルを回すことが可能になるであろう。

### ＜大学は変わってきたか？＞

産業界からの支援の受け皿として、大学自身も変わる必要がある。大学自身が変わらなければ企業は“気前の良い”支援はするはずもないし、なにかと“面倒な問題が多い”大学との共同研究に積極的になることも少ない。

しかし、私の実感では、着実かつ急速に大学人の意識は内部から変わってきている。色々と問題はありながらも、大学と産業界の連携・連合さらに融合しながら知財創造サイクルを協力・共同して推し進めていく主体的な条件と環境は、大きく育ってきている。

2002年の小泉首相の施政方針演説から始まった大学の知財推進活動は、紆余曲折を経てさまざまな問題を残しながらも、着実に前進していると感じている。

以上